

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤岡市制施行70周年を記念し、市民が自ら主体的に企画し実施する事業の開催に要する経費の一部に対し、藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）が予算の範囲内において藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市民による藤岡市制施行70周年記念事業の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、市民自主企画事業を実施する団体又はグループ（以下「団体等」という。）のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学の10人以上の者で構成されるもの
- (2) 構成員の2分の1以上が、市内在住者であるもの
- (3) 代表者が、成人であり、市内在住者であるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、その趣旨が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) これまでの70年を振り返ると共に、将来に向けた新たなまちづくりについて考えるもの
- (2) 藤岡市の歴史や文化、郷土を改めて見つめ直し、藤岡らしさを再発見することで、郷土に対する市民の認識を新たにすもの
- (3) 節目の70周年を迎えたことを市民と一緒に祝い、楽しめる場とするもの
- (4) 夢があり、藤岡市制施行70周年記念事業として話題性、オリジナル性、将来性があるもの

2 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で実施されるもの
- (2) 新規事業又は既存事業のうち市制施行70周年を記念して変更及び拡充されるもの
- (3) 誰もが参加してよい事業又は一般に公開されるもの
- (4) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施されるもの

3 次に掲げる事業は、前2項の規定にかかわらず補助の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 市又は市が助成している団体から補助を受けているもの
- (4) 法令に違反するもの
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制下にある団体等、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与しているもの
- (6) その他藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会会長（以下「会長」という。）が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要となる経費（事業の準備費を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体等の恒常的な経費
- (2) 施設の整備費
- (3) 備品の購入費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めた経費
(補助金の額)

第5条 補助金総額は、あらかじめ実施委員会が定めた予算の範囲内とする。

2 補助金の額は補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。
ただし、補助金の算出に当たり1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 1の団体等が複数の補助対象事業を実施する場合、補助金の額の合計が上限50万円を超えないこととする。

4 事業の実施に伴い収入がある場合は、補助対象経費から差し引くこととする。

5 事業を実施した結果、補助対象経費が予算額を下回った場合は、決算額に基づき積算した額とする。

(補助金交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「事業者」という。)は、事業に着手するまでに次の補助金交付申請書等を会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体等の構成員名簿
- (5) 団体等の規約
- (6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第11号)
- (7) その他添付書類(見積書、通帳の写し等)

2 前項の申請は令和5年12月11日から令和6年9月30日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により速やかに通知するものとする。

2 会長は、前項の決定において、条件を付することができる。

(事業計画の変更又は中止)

第8条 事業者は申請した事業の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ事業変更(中止)申請書(様式第5号)を会長に提出し、協議しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、事業完了後30日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い日までに、次の実績報告書等を会長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 実施状況写真
- (4) その他参考となる資料

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該補助金実績報告書

等の書類を審査し、また必要に応じて実地調査し、その報告に係る事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該団体等に対し通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を事業が完了した後に交付するものとする。

ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合、完了前に交付決定額の2分の1を概算払いすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 会長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）予定されていた事業を実施しないとき
- （2）事業の実施方法が不相当であるとき
- （3）不正の行為により補助金の交付を受けたとき
- （4）その他会長が不相当と認めるとき

（補助金の返還）

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金返還命令書（様式第10号）により補助金の返還を命じるものとする。

- （1）前条の規定に基づき、補助金の交付決定を取消した場合
- （2）第11条の規定に基づき、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているとき

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、効力を失う。

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会

会 長 新 井 雅 博 様

申請者 住所又は所在地

団体名

代表者氏名

(自署又は記名押印)

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
補助対象経費 ①	円
補助金の額 (①×3/4の額)	円 (千円未満 切捨て)
事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
添付書類	1 事業実施計画書 (様式第2号) 2 収支予算書 (様式第3号) 3 団体等構成員名簿 4 団体の規約 5 暴力団排除に関する誓約書 (様式第11号) 6 その他添付書類 (見積書、通帳の写し等)
備考	

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業実施計画書

事業名	
団体名及びグループ名	
後援・協賛団体等	
開催期日	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() 計 日間
開催場所	
参加見込人数	
内容	※目的、事業方法、事業概要等を記入して下さい。
添付書類	※開催要項・その他補足資料等がありましたら添付して下さい。
備考	

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額		摘 要
		うち 補助事業分	
市制施行70周年記念事業実施 委員会補助金			
事業収入		—	※入場料収入等がある場合はご記入ください
自己負担金		—	
合 計			

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額		摘 要
		うち 補助事業分	
合 計			

※【収入の部】と【支出の部】の合計が一致するようにしてください。

※科目の欄は、団体等で必要に応じて区分してください。

※摘要の欄は、可能な限り詳しく説明して下さい。

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
 団体名
 代表者氏名 様

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会
 会長 新井雅博

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付については、次のとおり決定いたしましたので藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

事業名	
補助対象経費 ①	円
補助金交付決定額 (①×3/4の額)	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. ポスター、チラシ、プログラム等に「藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業」と明記すること。 2. 事業完了後30日以内又は令和7年3月31日までにいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。 3. 補助金の趣旨に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。 4. 補助金の額の確定は、提出された実績報告書を審査し、補助対象に適合すると認めたときに、交付する補助金を確定し、交付するものとする。 5. 藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱を遵守すること。

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業変更（中止）申請書

令和 年 月 日

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会
 会 長 新 井 雅 博 様

申請者 住所又は所在地
 団体名
 代表者氏名

(自署又は記名押印)

令和 年 月 日付にて補助金の交付決定を受けております事業につきまして、下記のとおり（変更・中止）したく、藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

事業名	
事業内容	変更前
	変更後
変更又は中止の理由	
変更又は中止年月日	令和 年 月 日（予定）
添付書類	

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業実績報告書

令和 年 月 日

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会

会長 新井雅博様

申請者 住所又は所在地

団体名

代表者氏名

(自署又は記名押印)

令和 年 月 日付で交付決定の通知を受けた補助金に係る事業については、下記のとおり実施したので、藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり実績を報告します。

事業名	
補助金交付決定額	円
補助金の既交付額	円
事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
参加人数	人
事業の経過及び内容	※詳細に記入して下さい。
添付書類	1 収支決算書(様式第7号) 2 補助対象経費となった領収書の写し 3 実施状況写真 4 その他参考資料(ポスター、チラシ、プログラム等)

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予算額		決算額		積 算 内 訳
		うち 補助事業分		うち 補助事業分	
市制施行70周年記念事業 実施委員会補助金					※(補助対象経費-事業収入)×3/4 ※上限50万円 ※千円未満の端数は切り捨て
事業収入					※入場料収入等がある場合はご記入ください
自己負担金					
合 計					

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予算額		決算額		積 算 内 訳
		うち 補助事業分		うち 補助事業分	
合 計					

※【収入の部】と【支出の部】の合計が一致するようにしてください。

※積算内訳は詳細に記載して下さい。

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名 様

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会
会長 新井雅博

令和 年 月 日付で実績報告のあった事業については、次のとおり補助金を確定しましたので、藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- ・事業名
- ・補助金交付確定額

藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会

会 長 新 井 雅 博 様

申請者 住所又は所在地

団体名

代表者氏名

令和 年 月 日にて交付の決定を受けました補助金につきまして、藤岡市制施行70周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

事業名	
補助金交付決定額 (補助金交付確定)	
補助金交付請求額	既交付額 円 (令和 年 月 日交付済) 今回請求額 円
振込先口座番号	金融機関名
	本(支)店名
	預金種目 普通
	口座番号
	ふりがな 口座名義
	住 所
	電話番号
備 考	※ 概算払いの交付をする場合は、請求理由を記入して下さい。

藤岡市制施行 70 周年記念市民自主企画事業補助金返還命令書

令和 年 月 日

申請者 住所又は所在地
団体名
代表者氏名 様

藤岡市制施行 70 周年記念事業実施委員会
会長 新井雅博

令和 年 月 日付にて交付決定しております補助金につきまして、藤岡市制施行 70 周年記念市民自主企画事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 事業名
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 令和 年 月 日まで
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還方法
- 6 補助金交付決定額 円
- 7 概算払い額 円
- 8 補助金交付確定額 円

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

藤岡市制施行70周年記念事業実施委員会
会 長 新 井 雅 博 様

所在地

団体名

代表者職氏名

(自署又は記名押印)

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、藤岡警察署に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を会長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己または自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 上記(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、会長に報告し、警察に通報します。